

山口市排水設備工事指定工事店 指定申請書類チェック表

(申請者名)

(法人・個人)

No

(担当者名)

(連絡先)

No.は記入しないでください。

☐給水同時申請☐排水のみ申請

チェック欄	提 出 書 類 項 目		備 考
	◆様式第1号(申請書)		
	法人の場合	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	・法務局で発行
		定款又は寄附行為の写し	・『原本と相違ない』という代表者による証明が必要
		法人の滞納がないことの証明	・所在地の市町役場で発行
	申請者(法人は代表者)の滞納がないことの証明 ※1		・住民登録をしている市区町村役場で発行
	申請者(法人は代表者)のいずれかの写し		・住民票の写しは市区町村役場やコンビニ等で発行
	・住民票(複写不可)		
	・在留カード(表面・裏面)		
	・特別永住者証明書(表面・裏面)		
	申請者(法人は代表者)の身分証明書		・本籍地の市区町村役場で発行 ・破産の通知を受けていないこと
	◆様式第2号(誓約書)		・申請者(法人は代表者及び役員)が欠格事項に該当しないこと
	◆様式第3号(営業所の平面図及び付近見取図)		
	営業所の写真(外観、看板、内部等)		・内部は電話、机等の設備が分かるもの
	◆様式第4号(責任技術者名簿)		・所属する責任技術者を記載すること
	責任技術者証の写し(表面・裏面)		
	選任する責任技術者の雇用関係を証する書類のいずれかの写し		・社会保険の保険金の負担状況 ・労働保険の保険金の負担状況 ・給与支給状況、所得税源泉徴収状況
	・組合健康保険、政府管掌保険の加入証明書類		
	・雇用保険被保険者資格取得確認通知書、雇用保険料領収書		
	・賃金台帳、源泉徴収簿、所得税納付額領収書		
	選任する責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、兼務する営業所及び所在地が分かる書類		・代表者からの兼務証明(任意様式) ・辞令 等
	◆様式第5号(機械器具調書)		
	機械器具の写真		・機械器具の種類は裏面のとおり
	機械器具及び資材の保管場所(置場)の写真		・第三者が立入りできない構造であること

※1「滞納がないことの証明」に代わるものとしては、市町村民税(法人市町村民税)、固定資産税、軽自動車税の現年を含め過去4年間の納税証明書。

【裏面】

機 械 器 具 の 種 類

チェック欄	名 称	種 別
	金切り鋸等	管切断用機械器具
	上記と同等以上の機能を有するもの	
	レベル	測量用器具
	テープ	
	上記と同等以上の機能を有するもの	
	スコップ	掘削用機械器具
	つるはし	
	上記と同等以上の機能を有するもの	
	タンパ	埋め戻し用機械器具
	上記と同等以上の機能を有するもの	

※ 機械器具は最低要件を指定している。同等品以上を有すること。

【排水設備工事指定申請手数料】

- ・ 新規 10,000円
- ・ 更新 5,000円

※納付は、別途お知らせします。

（提出先・問合せ）

〒753-0043 山口市宮島町7番1号
 山口市上下水道局業務課 水洗化担当
 電話：083-933-6691 ／ FAX：083-932-0584